

地域防災貢献計画の考え方

ごみ処理施設は、災害時、災害廃棄物の処理を速やかに行うことにより、被災地域の復旧活動を支える重要な役割を担っています。この役割を達成できる施設の強靱性を確保するとともに、焼却施設の機能・能力を活用した地域防災への貢献を行うこととします。

(1) 焼却施設の強靱性の確保

○ 建物、煙突、プラント設備の耐震安全性を確保します。

建物、煙突は建築基準法や官庁施設の総合耐震計画基準等に基づき、「震度6強から震度7程度の極めて稀にしか発生しない大規模地震に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害は生じない」ことを目標として設計・建設します。

焼却炉についても建物と同様に大規模地震に対して大きな被害を及ぼさないように設計・建設します。また、大地震発生時は一定以上の揺れ(250ガル、震度5強程度)を感知すると自動的に焼却炉を停止し、施設の安全を確保します。

部 位	分類	耐震安全性の目標
構造体 (柱、梁、主要壁、屋根、基礎等)	Ⅱ類	大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
建築非構造部材 (間仕切り壁、外壁仕上げ材、外壁取付物、屋上設置物、ブロック塀、天井材、室内懸垂物等)	A類	大地震後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築設備	甲類	大地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
プラント設備	Ⅱ類 甲類	焼却炉・ボイラ等の支持鉄骨は構造体Ⅱ類、機器類は甲類を基本とする。

官庁施設の総合耐震計画基準等より

○ 災害時の焼却施設の自立起動・運転を可能とします。

- ・ 商用電源の供給が断たれた場合も、ごみ焼却炉1炉起動に必要な容量を持つ非常用発電機を設置して電源を確保します。
- ・ 焼却炉を稼働して電気、熱供給可能なように、また、災害発生後の点検・補修期間を考慮してごみピットの貯留容量は可能な限り大きくします。
- ・ 起動に必要な助燃バーナーの燃料は、地震発生時においても供給が継続される中圧の都市ガスとします。
- ・ 起動及び運転に必要な水は、一定の貯留容量を持つ水槽を設けるとともに、既存井水又は建替えにより既存井水が使用できない場合は災害用井戸を設けて確保します。
- ・ 焼却炉の運転に必要な消石灰、キレート剤等の薬品等は、1週間程度の貯留を検討します。

(2) 焼却施設の機能・能力を活用した地域防災への貢献

焼却施設の機能・能力

- ① 建物の耐震安全性が確保されています。
- ② 熱エネルギーが活用できます。
- ③ 一定の広さの敷地が確保されています。
- ④ 諸室が整備されています。
- ⑤ 一定量の水が確保されています。
- ⑥ 災害時情報の取得、発信が可能です。(業務用 MCA 無線配備)
- ⑦ 商用電力の停電時にも一定の電力が確保できます。



焼却施設の機能・能力を活用した地域防災貢献策を以下に提案します。

① 一時的な避難者に対する対応

当組合施設付近では、中島町公園がいつとき避難場所、上宿小学校が避難所、中島地域センターが二次避難所に指定されていますが、指定されている避難場所等に移動できない場合などに、当施設においても一時的に避難される方々を受け入れられるようにします。

- 会議室や見学者施設の開放
- 携帯電話等への充電
- 飲料水・食料の提供 (当面の提供となります)
- 入浴、シャワー及びトイレの利用
- 衣類等の洗濯利用

② 周辺地域への対応

- 当組合施設周辺の方々を対象として、災害発生時に温水、雑用水の供給及びトイレの利用を可能とします。

温水、雑用水は、当組合施設敷地内やこもれびの足湯に蛇口を設置して皆様が利用できるように検討します。また、トイレは建物外壁等の利用し易い位置にも配置します。

- 災害情報の提供を行います。情報は、排ガス状況表示盤等に表示します。

地域防災貢献計画については、皆様から頂いたご意見を参考にするとともに、小平市の防災計画等との整合を図りながら、詳細な地域防災貢献策を立案します。

[参考資料]

焼却施設の機能・能力の説明

- ① 建物の耐震安全性が確保されています。
(1)の建物、煙突、プラント設備の耐震安全性参照。
- ② 熱エネルギーが活用できます。
ごみの焼却により発生する熱エネルギーを発電や場内・場外温水利用施設で利用する他、災害発生時に活用可能です。
- ③ 一定の広さの敷地が確保されています。
ごみ処理施設の操業に必要なエリアに加え、環境保全のための緑地等、一定の敷地面積が確保されています。
- ④ 諸室が整備されています。
管理諸室や会議室等に加え、バリアフリーに対応した見学者施設を備えています。
- ⑤ 一定量の水が確保されています。
焼却施設の運転には大量の水が必要です。そのため、一定の貯水能力を備えています。
- ⑥ 災害時情報の取得、発信が可能です。
東京都総務局では、災害時の初動体制を担う団体に対して業務用 MCA 無線を配備しています。当組合にも配備されており、この無線機を使用して災害時情報の取得、発信が可能です。また、商用電力の停電時には非常用発電機により一定の電力が確保でき、テレビ等からの情報取得が可能です。
- ⑦ 商用電力の停電時にも一定の電力が確保できます。
焼却施設では、事故に備えて焼却炉を安全に停止できる非常用発電機を設置しています。東京電力の停電や蒸気タービンによる発電ができない場合についてもこの非常用発電機を稼働して所内電力及び焼却炉を稼働させるために必要な電力を賄います。

小平市避難場所等の説明

- いっとき避難場所：火災等により危険が及ぶと判断した場合に、まず避難し状況を把握できる場所
- 避難所：住居等を喪失するなど引き続き救援・救助を必要とされる場合に応急的な食料の配付等の保護を受けられる場所
- 二次避難所：要配慮者(高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児等)が、状況に応じた医療や介護等の必要な支援を受けられる場所